

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十二年一月二十五日

広島県北部農林水産事務所長 児 島 茂 春

事業主体	三次市土地改良区
地区名	船谷（船谷工区） 船谷（新開工区）
事業名	区画整理事業
完了年月日	平成四年三月二二日